



かわち

議会だより

第211号

平成 28 年 11 月 1 日

発行 川内村議会事務局

TEL (0240)38-3803



▲額賀福志郎 自民党東日本大震災復興加速化本部長へ要望書を手渡す

～次の定例議会は12月に開かれます～

お気軽に傍聴ください（定員30名です）。

◎議会を傍聴するときは、次のことを守ってください。

議員の発言を批判したり、議事を妨げたりしないこと。

帽子、外とうなどを着用したり、かさ、カメラ、録音機などを持ち込まない。

* 傍聴されたい方は議会事務局にお申し出下さい。

27年度決算

平成28年 第3回定例会
9月13日から15日まで開催

28年度補正予算 条例改正など20議案が可決成立

平成28年第3回議会定例会は、9月13日から15日までの日程で開催された。今定例会では、平成27年度各会計決算承認案件7件・平成28年度各会計補正予算6件・条例改正議案2件・条例制定議案1件・村道の認定1件・契約締結議案3件が審議され、原案どおり可決成立した。また、総務常任委員会と産業建設常任委員会が7月に行った視察研修の報告が行われました。

平成27年度決算審査

総額104億2,696万2,063円を認定

可決された主な議案

◆平成27年度 会計別決算状況

区 分		歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額
一般会計		97億3117万9954円	89億5162万3798円	7億7955万6156円
特別会計	国民健康保険	8億6882万7176円	7億1254万1623円	1億5628万5553円
	直営診療施設	1億5557万8015円	1億5526万5496円	31万2519円
	農業集落排水	1億 195万7431円	9412万 749円	783万6682円
	介護保険	4億6681万1634円	4億4001万2412円	2679万9222円
	介護サービス	106万3880円	106万3880円	0円
	後期高齢者	7235万3505円	7233万4105円	1万9400円

◆川内村監査員報告（要旨）

村長から提出された平成27年度一般・特別会計の歳入歳出決算書及び付属書類、並びに基金の運用状況は、総括的かつ慎重に審査した結果、予算の執行状況に違法又は不相当とみられるものは無く、決算は総じて妥当であったと認めるものであるが、特に以下の2点について意見を付した。

（1）主要事業執行状況について

平成27年度に行われた主要事業等について、書類審査を行ったところである。原発事故による避難者支援・村再生復興を行っている中で、事業完了、書類等の整備を行った職員の努力に敬意を表するところである。今後も事業の実施に当たっては、適正な事務処理に努めてほしい。なお、原発事故からの復興事業予算が膨らんでいる中で、繰越しを行った事業も散見され、繰越額も膨大な額となっているため、計画的かつ速やかに事業の完成を図ってほしい。

（2）補正予算の適正処理について

平成27年度歳入歳出決算額において、歳入予算現額と調定額に開きがある事、歳出予算の不用額が多額であることから、予算を執行するに当たっては、補正予算の事務処理を適切に行ってほしい。

可決された主な議案**◆ 議案第 63 号 平成 28 年度川内村一般会計補正予算（第 4 号）**

既定の歳入歳出予算の総額に 4 億 9,251 万円を増額し、予算の総額を 86 億 8,292 万 7 千円とした。
主な歳出は、総務費の情報系サーバ更改に伴う業務委託として、2,892 万円の増額、太陽光パネル設置補助金として 500 万円の増額、農業振興費は、営農再開支援事業において新たな農業への転換支援事業としてハウスブドウ栽培に伴う施設建設補助やかわうちワイン復興まちづくり事業へ 2,500 万円を補助するための増額、商工費は、いわなの郷周辺整備計画委託料等 3,050 万円の増額、土木費は、村道の維持管理費として 1,382 万 4 千円の増額、田の入工業団地造成工事による川内川支流の護岸工事費用として 1,095 万円の増額、災害復旧費では、牛渕仮置場へ環境モニタリング設置費用として 4,000 万円、ため池除染基礎調査費用として 1,100 万円の増額など。

◆ 議案第 64 号 平成 28 年度川内村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）

既定の歳入歳出予算の総額に 1 億 5,649 万 8 千円を増額し、予算の総額を 8 億 6,435 万円とした。

◆ 議案第 65 号 平成 28 年度川内村国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 2 号）

既定の歳入歳出予算の総額に 31 万 2 千円を増額し、予算の総額を 1 億 4,306 万 3 千円とした。

◆ 議案第 66 号 平成 28 年度川内村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

既定の歳入歳出予算の総額に 1,836 万 3 千円を増額し、予算の総額を 1 億 3,326 万 9 千円とした。

◆ 議案第 67 号 平成 28 年度川内村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）

既定の歳入歳出予算の総額に 2,909 万 6 千円を増額し、予算の総額を 5 億 3,619 万 9 千円とした。

◆ 議案第 68 号 平成 28 年度川内村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

既定の歳入歳出予算の総額に 1,008 万 9 千円を増額し、予算の総額を 7,165 万 7 千円とした。

◆ 議案第 69 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

職員の人事評価実施を踏まえて、給料表の級に応じた職務表を条例化した。

◆ 議案第 70 号 川内村村営住宅条例の一部を改正する条例について

老朽化した村営住宅を取壊し、村営住宅条例から除くための条例改正を行った。

◆ 議案第 71 号 村長等の給与の特例に関する条例の制定について

震災復興財源の一助として、村長、副村長及び教育長の給料を 10%削減する特例条例を制定した。

◆ 議案第 72 号 村道の路線認定について

鍋倉トンネル開通に伴い、旧道となった小野富岡線の 936m を村道田ノ入・鍋倉線として認定した。

◆ 議案第 73 号 工事請負契約の締結について（かわうち葬祭センター改修工事）

かわうち葬祭センターのホール増築等を行うための改修工事の契約締結を承認した。

請負者 下川内字町尻 1 丸川建設㈱ 代表取締役 根本謙一

請負額 57,780,000 円 工事の完成期日 平成 29 年 3 月 22 日

◆ 議案第 74 号 工事請負契約の締結について（川内村米備蓄倉庫建設工事）

米備蓄倉庫の建設工事の契約締結を承認した。

請負者 宮城県岩沼市下野郷字新南長沼 1-2 ㈱斗セキ東北 代表取締役 金 福美

請負額 718,200,000 円 工事の完成期日 平成 29 年 3 月 31 日

◆ 議案第 75 号 物品購入契約の締結について（消防自動車全自動動力ポンプ付積載車購入）

第 7 分団へ配備する消防自動車の購入契約締結を承認した。

契約の相手方 いわき市平字古鍛冶町 4 ㈱磐水社 代表取締役社長 渡辺守弥

契約額 11,340,000 円 納入期限 平成 29 年 3 月 22 日

次に、北海道士別市での「北の大地で夏学校」については7月18日から23日まで4・5年生16名と引率5名で参加しました。牧野市長をはじめとして各界各層の歓迎を受け、士別小学校では村の教育の現状報告と2日間にあたる交流授業、市内の事業所視察、高

齢者世代との交流事業等を通して、少人数教育で指摘されがちな交友関係固定化の解消、多様な意見に接する機会やコミュニケーション能力向上の一助になるとともに、子供たちからは人としての優しさや思いやりの大切さを学んだとの感想が寄せられております。また、7月24日に開催された「第30回サフオー克蘭ド士別ハーフマラソン大会」には当村から2名のランナーが参加し、女性ハーフの部で優勝の栄に輝きました。

同市とは、平成25年10月に「絆づくり協定」を締結して交流連携を深めていることもあり、教育委員会としてもこれらの事業を通して相互理解と連携が一層深まるよう努力して参る所存でございます。

恒例となった夏季野球大会については、今年で69回目を迎え、昨年同様9チームで和気あいあいの中にも熱戦を繰り広げ、4区チームが前回に引き続き優勝の栄に輝きました。帰省して参加の選手も多く、久しぶりにふると川内の自然と人情、知人や旧友と

の再会の場を提供できたものと思っております。

最後に、「復興子供教室」授業の一環として、小学6年生5名が8月17日から20日まで長崎市や女川町、石巻市の街づくりや復興状況の現地研修を行いました。同教室は、今年度のテーマを「発信力の強化」として、第1回目を4月27日に副村長と当職が村の現状や第1回川内の郷かえるマラソン大会の経緯等について講義し、第2回目は子供たちが6月27日に来村した長崎大生に対して、村の復興状況について自ら調べた資料を使って現地を案内し、それぞれの場所で工夫を凝らして紹介しました。

今回は、このような事前学習を踏まえて長崎大学では大生と片峰学長、長崎市役所では田上市長に村の復興状況を紹介し、女川町と石巻市では地震と津波による被害と復興中の現場を研修したもので、いずれも現場に立って感じることに、考えることの大切さを学んで参りました。今後は、村の将来への取組等について

一般質問

7名の議員が村の考えを質す

一般質問の内容

通告順	議 員	質 問 事 項
1	井 出 剛 弘	1. 医療費一部負担金等と高速道路の免除について 2. 被災者支援事業について
2	坪 井 利 之	1. 川内村による「住まいに関する意向調査」の結果とそれに対する村の具体的な対策について 2. 高齢者等生活支援対策事業について 3. 避難している子供たちの就学支援について
3	佐久間 武雄	1. 工業団地造成、企業誘致について 2. 木戸川河川改修について
4	志 田 篤	1. 原発事故による東京電力に対しての損害賠償請求について 2. 川内村帰還・生活再建支援を目的とした川内村復興地域振興券について
5	新 妻 幸 子	1. 川内村帰還・生活再建支援金について
6	高 野 政 義	1. 公有財産について ①あぶくま更生園 ②川内村中学校の旧寄宿舍 2. 大智学園高等学校について
7	松 本 勝 夫	1. 公設商業施設「Y0-TASHI」における販売品の充実確保について

※今回の一般質問は、一問一答方式で行われ質問者の持ち時間は40分以内で、納得いくまで質問、答弁が繰り返行われました。

まとめ、12月の授業参観、ふるさと創造学サミット等において発表していくことになり、ますので、機会を捉えて評価

をたまわりたく思っております。この間、議員各位にはご多用中にも関わらず教育関係諸

行事に多数ご出席くださり、激励をたまわって参りましたことに改めて感謝を申し上げます。行政報告と致します。

一般質問

7名の議員が村の考えを質す



井出剛弘 議員

質 医療費一部負担金等と高速道路の免除について

福島第一原子力発電所の事故に伴う医療費免除は、避難当時から警戒区域と緊急時避難準備区域が対象となり、現在は、平成29年2月28日まで延長されており、すが、帰村者は7割にとどまり、本村の生活の中心であった富岡町、大熊町など、戻れない環境の中で生活再建には時間を要することから、今後も継続が必要であります。また、高速道路の無料措置も同様、平成29年3月31日となっており、すが、避難先からの一時帰宅や帰村されている村民にとっても必要不可欠な制度ではないかと思っております。それぞれ延長を要望し、引き続き生活支援の一翼を担

えるものと考えております。国の制度ではありますが、村長の考えをお伺いします。

答

現在、福島第一原子力発電所事故に伴う医療費の一部負担金の免除につきましては、来年2月28日、高速道路の無料措置につきましては、来年3月31日までの期限で、それぞれ国の法令等により継続実施されております。原発事故発生から5年が過ぎましたが、原子力災害は今なお収束せず、本年4月から復興の正念場となります。「復興・創生期間」を迎えたなか、議員ご質問にありますとおり、生活再建には時間を要することから、継続的な支援が必要不可欠と考えております。

質

被災者支援事業について
本村が避難してから継続し

ている防犯パトロール、食品モニタリング検査、その他の支援事業は、村民の安全安心を守る大事な事業であると考えています。国は、緊急雇用事業を廃止し、復興に必要な業務や被災者支援などの人件費は、国費で形を変えた新たな予算措置をとるとお聞きしております。子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせる村内の環境作りから、この事業は必要と考えます。今後の見通しを村長にお尋ねいたします。

答

川内村内見守りパトロール事業については、平成24年度から再生加速化交付金事業により実施し、食品モニタリング検査事業は昨年度まで、緊急雇用事業により実施し、平成28年度からは再生加速化交付金事業により実施しております。

食品モニタリング検査事業につきまして、今年度の交付金事業要望の際には、従事する人員が多いとの指導をいただいているところであり、来年度実施にあたっては、人数を含めた見直しが必要となっております。また、川内村内見守りパトロール事業につきましては、仮設住宅等の供与期間が終了し、

帰村等により留守宅が減少し、隣近所での見守り等防犯機能も再開されていくものと考えておりますので、見守りパトロール事業については、現状を鑑み縮小してまいりたいと考えております。



坪井利之 議員

質

川内村による「住まいに関する意向調査」の結果とそれに対する村の具体的な対策について

6月の定例議会において平成29年3月で仮設・借り上げ住宅の供与が終了する世帯にアンケート調査をし、その結果をもって7月、8月に戸別訪問による住まいに関する意向調査を実施するとの事でしたが、その結果と結果に対する具体的な村の対策についてお伺いします。

答

「住まいに関する意向調査」につきまして、今年6月、仮設住宅に入居されている327世帯を対象に実施し、7月末までに回答があったのが222世帯であります。集計の結果、来年4月以降の住居が決まっている世帯は、167世帯で75%、住居が決まっていない世帯は、55世帯で25%、未回収が10世帯となっております。現在、村では住居先が決まっていない55世帯を対象に個別訪問、未回収の105世帯について電話等による意向確認を実施しているところであります。

質

高齢者等生活支援対策事業について

平成29年3月での仮設・借上げ住宅の供与期間の終了に伴い、川内村に帰村する高齢者の方々の人数が増えると思われますが、現在の高齢者等生活支援対策事業を継続して行くには、人員的にも予算的にも厳しくなってくると思われます。今後の高齢者の見守りや配食サービスなどを含めた生活支

援事業の対応についてお伺いします。

答

議員が心配されているとおり、来年4月以降は村に帰還されるご高齢の方々が多くなることは、私としても想定しております。これまで、各応急仮設住宅等において、高齢者などの生活復興と自立生活支援を行うため、生活支援相談員等配置事業により、巡回訪問による見守り活動や様々な相談を受け、関係機関に繋ぐなどして生活の自立に向けた支援を行ってまいりました。この事業は国の補助事業であり、県が事業主体となつて福島県社会福祉協議会を経由し、村社会福祉協議会が実施している事業であります。事業の継続について福島県社会福祉課に確認したところ、村に帰還された高齢者に対する支援も可能との回答でありましたので、実情を踏まえ、引き続き要望してまいりたいと考えております。また、高齢者へのその他の支援事業といたしまして、現在、村事業で行って

る「配食サービス」や復興庁の補助事業である「帰還再生加速化交付金」による「外出支援サービス」などの支援を継続して実施し、さらに、65歳以上の一人暮らしの高齢者及び85歳以上の高齢者世帯の方には、「緊急通報システム機器」の貸与も継続してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

質

避難している子供たちの就学支援について

避難している子供たちは、基本的に避難している自治体の就学支援を受ける事になると思いますが、学校や自治体によって対応が統一しておらず、被災により受けられる就学支援に格差が見受けられます。県内外どこに避難していても川内村の子供として受けられる就学支援は平等に受けられるようにしなければならぬと思いますが村の対応を伺います。

答

従来、児童生徒への就学支援については、学校教育法第19条に基づき、生活保護法第6条第2項に規定する「要保護者」及びこれに準ずる程度に困窮していると認められるもの（準要保護

者）に対して行っていたのですが、先の原子力災害に伴い、原発避難者特例法に基づく指定市町村の児童生徒にあつては、経済的理由から就学等が困難になったものとして、市町村が県の補助を受けて緊急的、臨時的に就学支援を行ってきたものでございます。その後、時間の経過とともに、特に昨年度からは本制度の支給要件である「経済的理由による就学困難」の条件が求められるようになり、各自治体がそれぞれに対応して参りました。そこでの違いが、指摘の「就学支援に格差」という認識になつているものと思われま

村の対応としましては、昨年度までは避難先自治体で支援対象にならない場合に於ては、改めて村に申請をしてもらつて支援してきたところでございますが、今年度の就学支援費の支給に当たっては、支給認定要件を精査して制度を運用するよう県からの通知もありませんので、改めて本制度の趣旨、経緯、要支援者の置かれている状況及び各市町村の情報等を収集しながら検討して参りたいと思つております。

7名の議員が村の考えを質す

一般質問

一般質問

7名の議員が村の考えを質す



佐久間武雄 議員

質

工業団地造成、企業誘致について

この件につきましては、以前にも一般質問をしましたが、再質問致します。造成については、土地取得等到大変ご苦労され、多くの時間を費やし一年程度遅れ、現在造成工事が進められておりますが、今後の工期的問題はないのか、また、進出企業においては、当初の企業数より減っているがその要因は何か。更にこの事業において一番懸念されております雇用問題も含めて、現状をどの様に捉えているのか伺います。

答

田ノ入工業団地造成工事の施工におきましては、施工業者の丸川建設・河原組・三瓶

組・大和田建設 特定建設工事共同企業体にて鋭意努力して頂いておりますところですが、8月末現在、予定進捗率32%に対し実施進捗率22%と遅れが生じているところで

主な原因としましては、村道久保・下瀬耳上線の道路災害復旧工事(平成28年7月25日完成)に伴い、下瀬耳上地区のみの片側通行にて残土搬出を余儀なくされ、効率が悪く残土運搬の工程に遅れが生じたものであります。しかしながら災害復旧工事完成後、下瀬耳上地区から久保地区へ一方通行にて運搬を行い、運搬効率を上げ工程の遅れを取り戻すべく作業を進めておるところです。また、悪天候の日を休日の好天候に振替しながら運搬作業を行っております。しかし、8月からの度重なる台風に伴う降雨により、作業できない日も生じていることから今後とも工程の管理には十分傾注していきたいと考えております。また、幸いにもブルーシートで法面の養生や土砂流出防止対策を行っており、

台風による現場の被害については、目立ったものではありませんでした。今後、現在発注している工事には舗装工事等が含まれておりますが、冬期間の施工が見込まれ舗装の品質管理の確保が出来るか検討を行っております。検討結果によりましては、工事内容につきまして変更が生じることがございますことをご報告させて頂きます。

次に、進出企業について、当初より減っている要因についてであります。津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の採択を受け事業を展開することとなっておりますが、補助金の制度上概算払いを受けることができず、補助金の支払いは作業を開始し検査を受けてからの交付となることから、作業開始まですべて自己資金で対応しなければならず、資金確保が困難となつたことからの撤退と報告を受けております。このため、当初5社が進出予定となつていましたが2社が撤退し、この事業で進出を予定している企業は現在で3社となっております。

現在、今年度創出された、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金を申請している企業が1社あり、

質

木戸川河川改修について

昨年の台風18号により、木戸川上流から下流にかけ氾濫により、住宅等への浸水は免れませんが、農地への冠水による被害を受け、今年度改修工事が行われているところですが、毎回被害を受けている所が同一の場所となっており、昨今、温暖化が進む中、各地で大きな災害が頻繁に発生しているところですが、木戸川河川改修について、福島県に要望していく考えはあるか伺います。

答

福島県が管理する、道路や河川施設等が所在する市町村に対し、福島県はヒアリングを行い、危険箇所や改善要望箇所の聴取を行っております。震災前は年に1回実施しておりましたが、

一般質問

7名の議員が村の考えを質す

震災以降は年2回、上期と下期に開催しております。本村では、請願箇所や、住民懇談会、更には住民情報等を取りまとめ、現地の実情を強く訴えております。当然ながら、議員ご指摘の木戸川における、氾濫や、冠水等の常襲箇所、更には、小白井川の改修事業についても要望しているものの、現在、木戸川においては、河川改修事業が進められておりますが、議員ご指摘の地域までの整備には、不測の期間を要することが懸念されます。

妥協策として、各河川における重要な水防区域については、当面は堆砂除去や、河川の増水に起因する部分的な通水断面の確保等、維持的事業により水害防備に対処されるよう要望を行ってまいりました。この結果、木戸川、小白井川、櫛生川、原川については、河床の堆積土砂の撤去工事が発注されており、先月発生した7号台風前に木戸川の、久保橋上流から柿の内地内までの堆積土砂の撤去はすでに完了したことにより、これ

までの台風による氾濫や冠水等の被害発生は見られませんでした。これは、事業の効果の表れと感じております。先月、行われた福島県からのヒアリングにおいては、かねてより要望している地区に併せ、川内川の堆砂除去、木戸川の牛淵地内の河川幅拡張工事を要望したところでございます。

今後におきましても、河川の改修工事は機会あるごとに関係機関に対し、強く要望を続けていきたいと考えております。



志田 篤 議員

質

原発事故による東京電力に対しての損害賠償請求につ

いて

①平成23年3月11日以降、東京

電力に対しての各年度の損害賠償請求額を伺います。

②各年度請求されたとすれば、支払い状況について伺います。

③損害賠償請求にあたって、第三者、弁護士を活用されているのか、また、資料作成等の担当する課について伺います。

④解決に向けて弁護士を活用されているのか。今後、専門家の意見や目標とする解決に向けた日時について伺います。

⑤解決方法として、法的手段、裁判、ADRの活用を考えているのか伺います。

答

東京電力に対する各年度の損害賠償請求額と支払状況ですが、平成23年度については、請求額が36億9千5万3千274円で、これに対し支払額が6千118万8千286円となっております。

平成24年度については、請求額が127万4千750円で全額支払を受けております。これ以外の請求支払関係につきましては、平成23年度分の残分も含めて、引き続き東京電力と協議中であります。

損害賠償請求にあたり村では、

第三者、弁護士の活用はしておりません。また、資料作成等の担当課としては、代表として、総務課が担当しております。

この問題の解決に向けて弁護士の活用、専門家への相談は、現在行っております。法的手段、裁判、ADRの活用については、今後、東京電力との協議結果の内容によっては必要に応じ法的手段等検討してまいりたいと考えております。

質

川内村帰還・生活再建支援を目的とした川内村復興地域振興券について

平成28年7月1日から実施されている川内村復興地域振興券の配布は、村民に多大な支持を頂き、喜ばれた事業であります。次の点について伺います。

①村外の仮設住宅は、川内村の行政執行権の範囲とすれば、同等の扱いを受けるべきと思いますが、使用不可とした理由を伺います。

②国・県の交付金には、指針があると思いますが、運用にあたっては、川内村の地方自治体としての立場を守り、利用に困っている高齢者、村民本位を考えて、あれこれ市場郡山店や仮設住宅

一般質問

7名の議員が村の考えを質す

の移動販売車等への使用許可を出すべきと思いますが、村長の考えを伺います。

答 川内村帰還・生活再建支援金給付の目的は、本村条例の趣旨及び福島県早期帰還・生活再建支援金交付要綱の趣旨にあります、

地域ブランドイメージ回復のための地域振興、帰還促進、帰村者の生活再建支援であります。村としては、目的に沿った運用をしなければならぬことから、村外の仮設住宅が設置されている、いわき市や郡山市での利用は、趣旨・目的から外れるものと判断し、復興地域振興券の取扱は川内村商工会加盟の事業所や商店、又は村内に事業所を有し、村の指定を受けた事業所等とさせていただいたものであります。

次の あれこれ市場郡山店や移動販売車等への使用許可については、先のご質問にお答えしたとおりでありますのでご理解を賜りたいと思います。なお、地域振興券の使用期限が、当初は来年2月2

8日でありましたが、使用期限の延長が可能となり、仮設住宅等の供与期限終了後にも使用できるようになりましたので、帰村のための準備や帰村後の生活必需品の購入等で、ご利用いただきたいと考えております。



新妻 幸子 議員

質 川内村帰還・生活再建支援金について

原発事故により、旧緊急時避難準備区域に住んでいる住民に対し給付されている地域振興券の取り扱い、川内村商工会加盟の事業所や商店となっているが、郡山ビッグパレット内の仮設住宅前に常設しているあれこれ市場で使用が出

来ないとの苦情が寄せられています。帰村したくても家庭の事情により仮設住宅に住まざるを得ない村民が、目の前の商工会関係の商店で振興券を使用出来ないのは問題であると思います。何故使用できないのか、村長に伺います。

答 議員のご質問につきまして、答弁と同じくありますが、復興地域振興券の郡山市での利用は、趣旨・目的から外れるものと判断し、復興地域振興券の取扱は川内村商工会加盟の事業所や商店、又は村内に事業所を有し、村の指定を受けた事業所等とさせていただきます。



高野 政義 議員

質 1. 公有財産について

①あぶくま更生園

あぶくま更生園の施設は、原発事故による片付けごみなどを焼却する仮置き場として利用されてきたが、焼却が終了し仮設焼却施設の解体と併せて、あぶくま更生園施設全体を解体し、環境省が村に用地を返還することであるが、今後、どのような活用を考えているのか。

②川内村中学校の旧寄宿舎

川内村中学校の旧寄宿舎は、廃止と共に教育特区や合宿施設、更には福祉関係施設等での活用などを視野に入れながら検討することであったが、どのような状況になっているか。

答 あぶくま更生園の建物跡地の活用についてであります

が、建物も含めて使用の打診を環境省などに、打診した経緯はありますが、利用したい団体はありませんでした。今後、この土地利用については検討してまいります。

次に中学校の旧寄宿舎については、昭和51年と52年に電源立地地域交付金事業として、6千

万円の交付金によりRC構造、2階建て、628.56平方メートルの施設として整備し活用してきましたが、平成17年に寄宿舎としての利用がなくなったことから寄宿舎条例を廃止し、教育財産から一般財産に移管をしております。廃止の平成17年当時は、未償却残金が1千3百71万円程度あり、取り壊さずに合宿施設として、管理をしていく予定でありました。その後、その利活用について高齢者の福祉施設等も含め幾度か検討してきました。その後、東日本大震災・原発事故が発生し、平成24年3月から、広域消防川内出張所の職員非常待機宿舎として利用してまいりました。過日、改めて専門家に現場を見てもらい改修について意見を伺ったところ、耐震性能、設備、配管等全体的に改修の必要性を指摘され、その改修に多額の費用が見込まれることが判明しましたので、今後解体も含め検討してまいりたいと思っております。

質 大智学園高等学校について川内村教育特区により、旧川内第二小学校を活用された大智学園高等学校の現状について伺います。

7人、本務教職員等37名であります。

答 同高校は、構造改革特別区域法に基づき、村が内閣府から平成17年5月に「川内村教育特区」の認定を受け、平成18年3月に学校教育法第4条の規定により、通信制の普通科高校として設置を許可し、年2回のスクーリングや農業体験、クラブ活動等を村内で実施してまいりました。先の東日本大震災による全村避難の後、平成23年6月16日付け内閣府から「株式会社立通信制高等学校の面接指導等の実施に関する東日本大震災被災地における取扱いについて」の通知に基づき、大智学園高等学校は生徒の就学機会の確保を行うため、東京都新宿区のサテライト校での添削・面接指導を行っております。本年5月1日の現在の履修者数は1,14

大智学園高等学校が活用していた、旧第二小学校の校舎は、大規模半壊の判定を受けたため、平成26年6月に解体し、教頭住宅のみが残っております。村は、敷地の有効活用を図るため、区域を再編し、分筆作業等を行っているところでございます。

大智学園高等学校には、村内での教育活動再開と新たな校舎建設に向けた計画書の作成と提出を求めています。昨年度からは、村内での合宿・スクーリングも一部再開され、本年8月にはテニス部、野球部、バスケット部等61名の生徒が2泊3日で、夏合宿しております。来年度からは、校舎建設の計画策定とスクーリングを本格的に再開させる予定と聞いておりますが、保護者の中には、原発被災地福島での宿泊を懸念する方もいまだに、いるとの情報も受けております。また、教育委員会としては、今年度の第1回目の学校審議会を開催すべく、委員を議会からも推薦を頂き、準備を行っているとところでございます。

松本勝夫 議員



松本勝夫 議員

質

公設商業施設「YOUTAS H-1」における販売品の充実確保について

①このことについては、平成28年第2回定例会の一般質問で質しましたが、村長は、次のように答弁しております。

「既存の商店と競合する部分においては、商業者との懇談会を実施し、共同仕入れの協力関係を築きながら展開するとして理解を得ている。ヨータシの鮮魚の仕入れについては、地元の店舗に配慮し自粛しているのとこのことであります。また、この商店に刺身の陳列を依頼はされていないのですが、実現できていないのが現状のようであります。また、肉類につきましては、牛肉を含め豚肉、鶏肉も陳列しておりますが、開店当初から廃棄率が高く、それを考慮して仕入

一般質問

7名の議員が村の考えを質す

一般質問

7名の議員が村の考えを質す

れを調整しているとのことであり、まずいずれにしましても、平成27年7月31日に指定管理者の指定について議決をいただき管理運営を委託しているところであり、指定管理者が地元商店に配慮し運営していることから、販売品目などについては、指定管理者の判断に委ねたいと考えております。」

以上村長答弁の内容からヨータシの管理運営の権限については、管理運営を委託している合同会社かわうち屋に帰属するもので、ファミリーマートは何らの権限も存在しなく、合同会社かわうち屋の管理下の中に存在するものである。従って、管理運営を委託している村は、責任と権限を持って合同会社かわうち屋の意識の高さを求めていかなければならないと思います。同時に村民のニーズに合った品目を展示するよう指導しなければならぬと思います。その考えがあるかお答えください。

②平成27年7月31日の臨時議会の折、提出された合同会社かわうち屋の登記簿謄本、株主名簿、役員構成名簿の写しと現時点における合同会社かわうち屋の登記簿謄本、株主名簿、役員構成名簿の写を提出頂きたい。

答

指定管理者制度は、公の施設の管理に広く民間の活力やノウハウを生かすことで、提供するサービスの質の向上と、より効率的な施設運営を両立させようとするものであり、この目的を達成するためには指定管理者のノウハウや創意工夫を最大限発揮させることが重要であると考えております。指定管理制度を導入している施設においては、指定管理者との間で基本となる協定書を締結しております。協定書の中で、疑義等についての協議という条文があり、この条文により6月以降、毎月1回運営等に対する協議を実施してきており、同時に村民のニーズに沿った品ぞろえも要望してきているところであり、地元商店との協議が整わないため、実現できていないのも現実でございます。

松本議員がおっしゃる通り、指定管理者の意識の高揚、住民ニーズに沿った陳列について、今後も協議を重ね実現できるように努力していきたいと考えています。

次に、合同会社かわうち屋の登記簿謄本等を準備しましたので提出します。



平成28年 第5回臨時会
6月20日開催

米備蓄倉庫

建設敷地造成工事契約締結を承認

平成28年第5回議会臨時会は、6月20日開催されました。今回の臨時会では、米備蓄倉庫建設に伴う敷地造成工事の契約が審議され、原案どおり可決成立した。

◆米備蓄倉庫建設敷地造成工事請負契約の締結について

米備蓄倉庫建設に伴う敷地造成工事の契約を締結した。

請負者 下川内字坂シ内 100 (有)河原組 代表取締役 河原敏郎

請負額 66,960,000 円

工事の完成期日 平成28年12月22日

可決された議案

一般会計補正・

平成28年 第6回臨時会
8月8日開催

契約締結承認の2議案が可決成立

平成28年第6回議会臨時会は、8月8日開催されました。今回の臨時会では、林道施設の事故における損害賠償額が確定し、その専決処分を行った報告と平成28年度一般会計補正予算議案1件・契約締結承認議案1件が審議され、原案どおり可決成立した。

可決された主な議案

◆専決処分の承認を求めることについて（損害賠償額の決定）

林道施設の事故における損害賠償額が確定。

◆平成28年度川内村一般会計補正予算（第3号）

既定の歳入歳出予算の総額に5,908万1千円を増額し、予算の総額を81億9,041万7千円とした。
村内8か所の農業用水路工事を実施するため。

◆工事請負契約の締結について（総合グラウンド改修工事）

東日本大震災で地盤沈下した総合グラウンドの復旧工事の契約締結を承認した。

請負者 下川内字町尻1 丸川建設㈱ 代表取締役 根本謙一

請負額 125,280,000円

工事の完成期日 平成29年3月30日

農業基盤整備

平成28年 第7回臨時会
8月25日開催

促進事業の用水路工事請負契約を可決

平成28年第7回議会臨時会は、8月25日開催された。今回の臨時会では、契約締結承認議案1件が審議され、原案どおり可決成立した。

可決された主な議案

◆工事請負契約の締結について（農業基盤整備促進事業）

村内8か所の農業用水路工事の契約締結を承認した。

請負者 下川内字田ノ入91-49 (有)三瓶組 代表取締役 三瓶二郎

請負額 91,800,000円

工事の完成期日 平成29年3月31日

川内村議会が7月25日 復興、厚労、文科、経産、環境、農水、国交の各大臣と自民党東日本大震災復興加速化本部長へ23項目の要望書を提出

要望書の内容

震災とそれに伴う原発事故から5年4ヵ月が過ぎました。先月6月14日には、本村東部の萩・貝ノ坂地区に設定されていた避難指示解除準備区域が解除され、原発事故以来、村内の避難区域は全て解消され、川内村復興への取り組みは新たな段階を迎えました。しかし、原発事故特有の問題に加え、人口減少、少子高齢化、農林業の再生といったさまざまな課題に直面しており、原発事故が20年先の川内村の課題を突き付けております。しかし、復興に向けた施策をひとつずつ進め、最近では、商業施設や温水プールのオープン、また、マラソン大会の開催など、ようやく復興の光が見えてきたところですが、未だ若い世代の帰還が進まず、帰還者は6割にとどまっております。国のこれまでの復旧・復興に対する支援に対しては厚く感謝致しておりますが、引き続き、川内村が真の復興を成し遂げるまでのご支援を切にお願い申し上げます。特に、帰村を促進するための生活支援、道路整備、森林除染、教育支援等について、要望いたします。

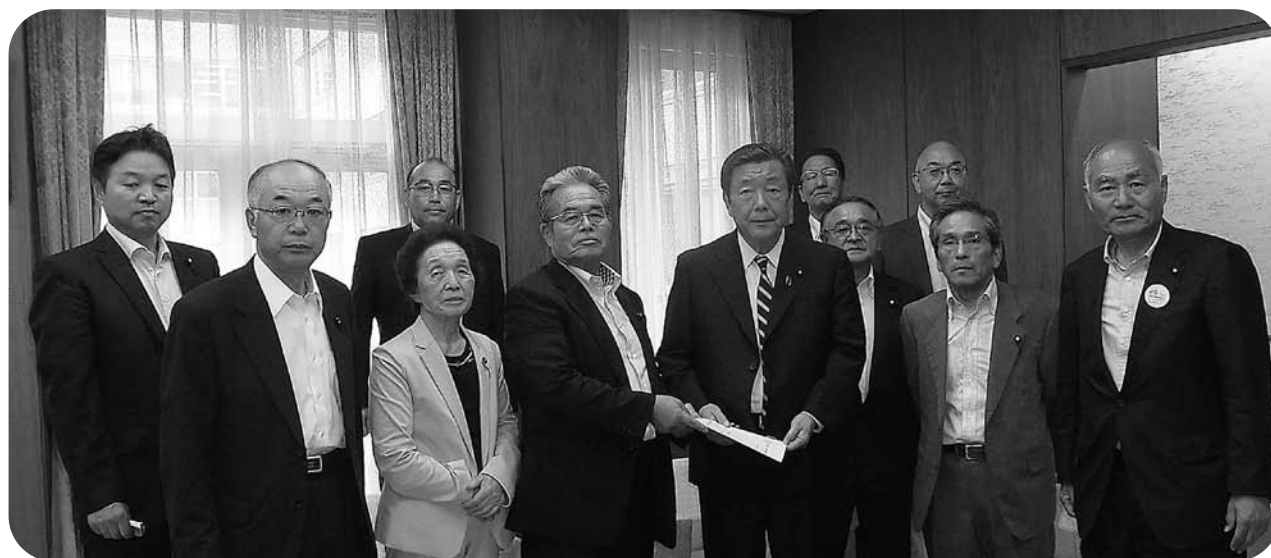
◎ 主な要望内容

1. 新生かわうちの実現に向けた関係者と村民との意見交換会の定期的開催について
2. 帰村を促進するための生活支援について
3. 復興庁組織継続による復興支援体制堅持について
4. 国民健康保険、介護保険等の支援制度継続について
5. 再生可能エネルギーの送配電網の整備について
6. イノベーション・コースト構想による本村への国機関等の設置について
7. 森林除染について
8. 野生きのこに係る出荷制限について
9. 仮置場からの除染廃棄物の搬出について
10. 仮置場借地料の支払いについて
11. 道路整備について
12. 高速道路無料措置の延長について
13. 常磐自動車道の4車線化について
14. JR常磐線の早期全線復旧について
15. 教育の支援について
16. 供与を終了した応急仮設住宅の再利用にかかる改修支援について

◎ 7月25日川内村議会が国に要望書を提出した。



塩崎恭久厚生労働大臣へ要望書を提出 衆議院議員 吉野正芳氏（右端）



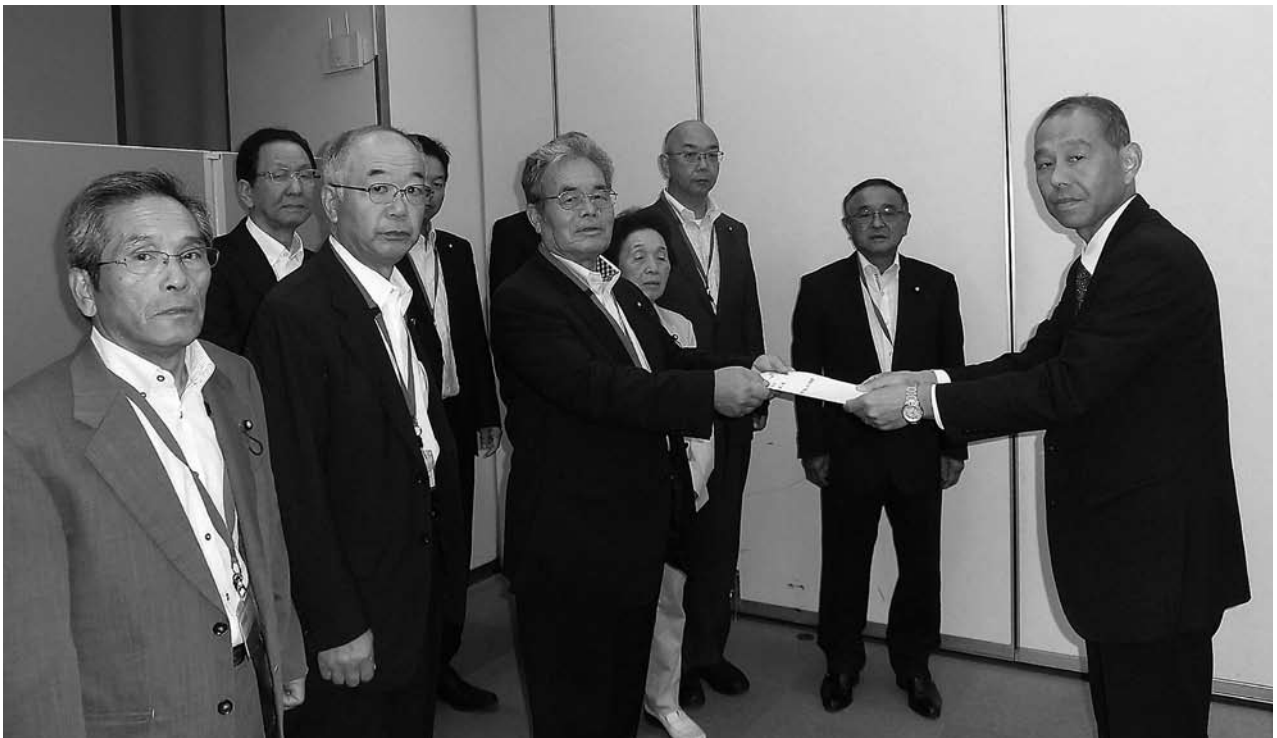
森山 裕農林水産大臣へ要望書を提出



馳 浩文部科学大臣へ要望書を提出

川内村議会が7月26日 東京電力ホールディングス(株)へ 要請書を提出

◎ 7月26日川内村議会が東京電力ホールディングス(株)に要請書を提出した。



東京電力ホールディングス(株)本社にて
常務執行役福島本部 佐伯光司副本部長へ要請書を提出

要請書の内容

◎ 主な要請内容

1. 被害者や地域の実情を踏まえた賠償について
2. 被害者の視点に立った親身・迅速な賠償について
3. 本村に係る賠償について
4. 地域再生・復興、生活再建への支援について
5. 炉心溶融隠ぺいについて

平成 28 年度議会行政視察報告

川内村議会議長 渡邊一夫

○期 日 平成28年7月4日から6日まで
○場 所 ①群馬県川場村（交流人口の拡大）
②長野県松川村（健康で長生き）
③長野県飯綱町（議会改革）

東日本大震災に伴う原発事故から、川内村には4つの制限区域が設定されておりましたが、6月14日に荻・貝ノ坂地区の避難指示解除準備区域が解除され、川内村全地区から制限区域が解消されました。この解除は、川内村が震災以降進めてきた復旧・復興のゴールではなく、川内村が一つになって新たな川内村を創生する再スタートと捉えなければなりません。震災から5年余りが経過した川内村の現状は、人口減少、少子高齢化、農林業の後継者不足等の問題を突き付けられており、これらの課題に取り組むべき施策を展開していく必要があります。

このような状況から、人口減少対策として、「都市交流と協働の村づくり」を推進し都市部の自治体と協定を結び、交流人口の拡大に成功している群馬県川場村の取り組みを視察しました。

震災から6年目を迎えた本村の超高齢化社会の対策も喫緊です。本村の脳血管疾患患者数は、福島県内でもワースト3でありました。この結果を踏まえ、村民が健康で長生きできる村づくりを推進するため、男女とも長寿日本一となった長野県、中でも松川村は、長野県下トップクラスの長寿を成し遂げております。この松川村の健康で長生きのための取り組みを視察しました。

長野県飯綱町議会は、平成20年から新しい地方議会創りを目指して様々な議会改革課題を総合的に実践している。特に「政策サポーター制度」の新設や「議会だよりモニター」を組織し、開かれた議会、議会への住民参加を広げる「議会の見える化」等を進めております。

以上川場村、松川村及び飯綱町の視察に伴います各議員の報告書は次の通りです。

1番 松本勝夫議員

①群馬県川場村(交流人口の拡大)について

川場村は、人口3,898人(平成22年国勢調査)、総面積85km²のうち88%を山林で占め、村おこしとして何もないことを村の財産として、農業、林業及び観光産業を核としてスタートして今日に至っている。この6次産業化の取り組みとして都市交流事業を世田谷区と1981年に協定調印し、最大の必要条件として共有している。全体の入り込み客数は、180万人を集めている。川場村を囲んでいる山の高さなどそのロケーションは素晴らしい景観であり本村には見当たらない。本村は、首都圏からの交通について不便であり、加えて原発災害による放射性物質に汚染された村で他に比べて大きなハンディを背負っており、これから交流人口をどのような方法で拡大し、どのような村を構築するのか議会として統一した見解をもって当局へ提言すべきと思料されます。

②長野県松川村(健康で長生き)について

「男性長寿日本一(82・2歳)の村から健康長寿日本一の村へ」
日本一の理由については、たくさん要素がある。それには、きれいな空

気、水、農産物などをはじめ保健指導員活動や食生活改善推進協議会活動などの取り組みが実を結んだものと考察される。村内には、天然ラドン温泉「すずむし壮」があり、お湯は非常にまろやかで、美肌効果はもちろん、神経痛や疲労回復に効果がある。総合病院が村内から車で30分圏内に4か所、村内にも開業医が12か所(内科4、外科2、眼科1、歯科5)あり、病院へ行きやすい環境にある。本村においても、複合施設ゆふね、かわうちの湯、いわたの郷、温水プール等その利活用のあり方を研究すれば、健康づくりは十分可能であると思われる。

③長野県飯綱町(議会改革)について

「議会改革への動機と取り組みの経過」
第三セクター飯綱リゾート開発(株)が経営破綻、町は損失補償金約8億円を支払うことになった。住民から厳しい批判、議会の監視、チェック機能は果たされていたのか等、議決責任と説明責任が問われた。このようなことから、議会力を向上させ、町長と切磋琢磨する議会、住民の声を行政に反映する努力を貫ける議会、住民自治発展の推進力となる議会、政策提言のできる議会を目標とした。一般質問には、町長の反問権を認め、一問一答方式を導入した。取り組みの特徴と成果について

は、町議会は、否決、修正、不承認とすることにとどまらず、行政執行をめぐる諸問題が発生した際には、町長に積極的提言を行ってきた。更に、一般質問で町長が検討を約束した課題については、半年ごとに検討結果を書面にて議会への報告を求めている。町議会は、平成20年1月から今日まで8年余の議会改革を実践しておりますが、その内容から本村が一番導入しなければならぬ事案は、住民全体を代表する機関として地方公共団体の意志(政策)を決定する機能を担う能力、執行機関を監視する機能を担う能力の養成、加えて村長に政策提案のできる議会力、議員力の向上が求められていることから、その対応力をもった議会・議員の養成が必要であると思料される。

2番 坪井利之議員

①群馬県川場村(交流人口の拡大)について

川場村は、農業と観光が村の基本路線となっており、緑豊かな自然と昔ながらの田園風景以外何もない、村の原風景を守る事で交流人口を増やしている村である。その中核をなすのが世田谷区との協定に基づく関連事業の延長線上にあった道の駅川場田園プラザである。多種多様な施設を完備し特出する点は、周囲の田園風景にマッチした

環境の中で各ショップや施設が成り立っており、全体的に統一されたデザインで一体性を持って運営されている点である。また、販売する商品は、地元産にこだわり地元農産物をブランド化する事により高付加価値を付けそれを多様な形で来訪者に提供する事で、川場村という地域そのものをブランド化し交流人口の拡大を成し遂げている。

川内村にも素晴らしい原風景が残っており川場村にも負けない豊かな自然また、川内村特産品も数多く開発されて販売されている。施設もかわうちの湯、いわたの郷、天山文庫など充実しており交流人口を拡大する可能性は十分あると思う。ただ、昔ながらの原風景を生かした道の駅川場田園プラザの様に中核をなすものが欠けているのではないかと思われる。また、特産品のブランド化や都市交流事業で村の魅力を発信していくなど今後の川内村の交流人口拡大に様々な課題を提起して頂きました。

②長野県松川村(健康で長生き)について

男性長寿日本一の松川村は自然が豊かで、高齢者の方は毎日畑仕事をし自分が作った野菜を食べており人と人の繋がりの有る昔ながらの村の暮しが残っている村である。また、医療環境が整っており病院に行きやすい環境に

あり、介護予防事業が充実しており保険補導員や食生活改善推進協議会員による食生活改善運動を地域ぐるみで活動し、公民館活動が盛んで明るく元気な高齢者の多い村でした。研修を受けている時に感じたことは、東日本大震災前の川内村とそんなに変わりが無く松川村の長寿訪問による調査結果では三世代での同居があり、趣味を楽しみ家庭菜園、農業従事者が多く、地域食材の利用率が高く、地域への愛着度が高いでしたが、震災前の川内村も同じような結果が出るような元気な高齢者が多い村ではなかったのかと言う事です。残念ながら震災後の川内村では、すべてを奪われてしまい高齢者の死亡率が上がってしまったように見受けられます。

川内村を震災前の状態に戻すのには限界があると思いますが、その中でも現在戻られている高齢者の方々は、グラウンドゴルフなどの運動や各種団体活動に積極的に参加し野菜作りなどを再開し頑張っております。なお一層快適に活動できる場を提供し、医療環境の充実を推進する事で、戻られていない高齢者の方々にも戻って来て頂いて健康で長生きの出来る川内村に行かなければならないと考えます。

③長野県飯綱町(議会改革)について

飯綱町の議会改革は、町民が求める議会の有り方を追及する事で様々な改革を行っている。議会が住民の力を借り応援してもらう政策サポーター制度を立ち上げ地域の実情や住民の要求を把握し、また議員の意識改革と力量向上の勉強会を数多く行う事で議会での論議を活発化し、執行部の提案する議題だけを議論するのではなく積極的に政策提言を行い、2元(執行部と議会)で善政競争する2元代表制の実現に取り組んでいる。今回の視察で議員の本来あるべき姿と議会の在り方を深く考え、川内村の議会も改革が必要ではないかと感じました。議会は、執行機関の提案を慎重に審議して行政の進む道を決定する議決機関としてだけでなく地域の住民の意見や要求をくみ取り政策提言し執行機関と切磋琢磨する事で行政発展につながる住民に寄り添う議会活動が実現できるのではないかと思います。それを実現するには自分の議員としての力量を向上させなければなりません、また現在の川内村の状況下で如何にして住民の意見や要求を政策化する活動が出来るのか、行政の立場とは違った視点で政策の提言をする事が重要でありそれを実現するための方法を今回の視察を生かして議論することで議会改革を進めていけたらと考えます。

3番 高野政義議員

①群馬県川場村(交流人口の拡大について

群馬県の北部地域の沼田市の北10kmに位置し、総面積85km²の内88%が森林で占められ、平成22年国勢調査の人口は3,898人で平成26年8月末の住基の高齢化率は30・9%であった。基幹産業は、農林業でコンニャク・米等を栽培していましたが、昭和50年以降農業従事者の高齢化の進行と兼業農家が増えたことにより遊休農地が増え、田園風景の荒廃が懸念されてきました。また、五千人以上の人口が昭和40年以降四千人を割るまでに人口が減少し、昭和46年に過疎地域指定を受けることになったことから、昭和50年に「農業プラス観光」の基本方針のもとと交流人口(観光客)の増加で農家所得の向上を図る目的で観光施設整備(誘客対策)に着手した。一方、世田谷区は、都市と山村の交流を深めるための区民の第二のふるさとを求めて候補地を探していたことから、構想が一致し昭和56年に区民健康村相互協力に関する協定(縁組協定)に調印し、交流事業がスタートし、川場村に多くの区民が訪れている。また、道の駅「田園プラザ」には、村内農家454人の93%が出荷登録され、お年寄りなどが

菜園づくりをして農地の有効活用をされている。

昭和50年以降に村長が3人代わっているが、「農業プラス観光」の基本方針が継続され発展し、平成21年に過疎地域指定が解除された。また、外村村長は、森林組合職員から村長に就任された方で「農業プラス観光」に木材利用を加えた事業を行うとのことで期待される。

②長野県松川村(健康で長生き)について

松川村は、大正9年から人口が増加し、平成27年国勢調査で9,950人となり、住民と行政の協働の村づくりを掲げ、住みよい村・住んでみたい村づくりを進めています。主要交通が充実し比較的雪が少なく、可住地域は平坦であり松本市や安曇野市が通勤圏内である。また、開業医も12か所あり総合病院も30分圏内に4か所もあることから、ベッドタウンとしての転入者も多くある。

男性長寿日本一の大きな要因はとして、保健補導委員、食生活改善推進協議会の活動と考えていること。昭和37年に発足した保健補導員は、述べ2千人以上が委嘱され、成人女性の2・3人に1人が経験したことになるとのこと。活動は、「自分たちの健康は自分たちでつくり守りましょう」をスロー

ガンに自身の健康づくりはもとより、家族も地域の人々も元気で生きがいをもって暮らせる豊かな社会を築くために、減塩活動や生活習慣病予防などの活動をしている。また、男性も家庭での仕事など常に体を動かし、地域での公民館活動に積極的に参加し、趣味や娯楽をたのしんでいるとのことと参考になった。特に安曇野市から松川村に入ったが、道路沿いの家屋が昔ながらの大きな農家が多く、庭木が手入れされており、3世代での同居が多いうらやましく感じられた。最後に女性の力で男性が日本一となったとの議長・副議長の両女性の言葉が印象に残った。

③長野県飯綱町(議会改革)について

飯綱町は、平成17年10月に二村の合併により誕生し、長野市内に隣接する人口1万1千6百人で米とリンゴの生産を中心とした農業が基幹産業の町であった。議会改革の動機は、合併直後に第三セクターが突然経営破綻、町は金融機関から裁判を起こされ全面敗訴し、約8億円を支払うことになり、住民から議会のチェック機能は果たされていたのかなど厳しい批判から、平成20年1月から議会改革の検討を始める。開かれた議会、議会活動への住民参加を広げるため、住民からのサポーター制度や議会、だよりモニターなどの

意見を聞きながら、平成24年9月に議会基本条例を制定された。また、現在も議会改革に取り組み、議会としての検証とともに住民が検証できるための議員による議会白書を今年度から発行するなど進んでいて参考となった。しかし、住民参加の中で議会改革を実施してきた割には、合併後の議会議員選挙が2回とも無競争に近い(2名が法定得票を得られない)中で行われたとのこと、町議会に対しての町民の関心のなさが印象に残った。

4番 新妻幸子議員

①群馬県川場村(交流人口の拡大について

始めに、外山村長より歓迎の挨拶がありました。概要によりますとむらの88%が森林で人口3,800人と川内村とよく似た環境で有るが、1981年世田谷区民健康づくり計画に基づき縁組協定を締結して、交流がはじまり、村民と区民の交流・特産品開発・地産地消による消費拡大を図るなど、年間180万人の集客を持つ道の駅との連携が素晴らしい。しかしながら、近年は高齢者の増、若年層の減少などの問題は、本村と同様であると感じた。

②長野県松川村(健康で長生き)について

松川村は、信州の安曇野と言われ、

村の北西部に北アルプスがそびえ、北アルプスを源とする

高瀬川、乳川、芦間川、穂高川が流れる素晴らしい農村地帯で観光施設も充実しております。何と言っても平成22年男性長寿日本一(82・2歳は素晴らしいと思います。長寿の要因は、高い野菜の摂取量、低い肥満者の割合、盛んな公民活動、高い高齢者の就業率があげられます。健康管理のための総合病院が4か所、開業医が12か所あり、病院に行きやすい環境が整っている。特に、保健指導員が101名おり、保健師の手伝いをしている。議長、副議長が女性であり、長寿日本一の原動力は、女性の活躍があるからと感じました。

③長野県飯綱町(議会改革)について

飯綱町は、平成17年2村の合併により、人口11,600人、米とりんご生産を中心とした農業が基幹産業の町である。議会改革の取り組みについては、学ぶ議会、議員の自由討論が推進力となっている。飯綱町議会政策サポーター会議が議会改革の柱となっている。開かれた議会、議会への住民参加を広げ、見える議会を推進している。飯綱町は、寒暖の差がはげしくとも、豊かな自然を生かし、スキー場、ゴルフ場など観光客の動員も素晴らしく、

年間通して集客に努めている。

5番 井出 茂議員

①群馬県川場村(交流人口の拡大)について

群馬県川場村は武尊山の山麓に広がる人口3,898人の自然豊かな村です。基幹産業は、こんにゃく、酪農、果樹、米を中心とした典型的な農村地帯です。高速道路のインターが近くにあることが、ここ近年川場村の交流人口の増加の主な原因となっているように思われます。だとしても、これだけの理由で交流人口が増えるわけではありません。インターがあるのは地の利としてとても大事な要素ではありません。ではなぜここまで交流人口を増やすことができたのか。きっかけとなったのは33年前に世田谷区と川場村が、「都市と農村の交流事業」を目的として結んだ「縁組協定」だと言っても過言ではないと思います。この事によって、文化・教育・スポーツ・産業・福祉など各分野において、行政から村民、区民同士の交流へと発展した。さらに世田谷区は「世田谷区民・健康村」というホームページを持ち、川場村の施設の積極的な利用促進を図っていますから、リピーターだけでも十分になり立つ仕組みが構築されているように感じました。この事をわが村に当てはめて

みると、自然環境のスケールを除けば、常磐自動車道常磐富岡インターがあり、温泉をはじめとした交流施設がありますから、多様性のある自然環境や地域資源をさらに磨きをかけ、行きたくなるような・住んでみたいと思われるような魅力あふれる村づくりに、村民一丸となって取り組むことが出来れば、川場村に匹敵するような村になることができるはずです。

②長野県松川村(健康で長生き)について

長野県松川村の視察研修の最大の目的は、高齢化社会を迎えて、健康長寿を継続している取り組みを視察することにあります。まず、第一に松川村を取り巻く住環境や医療環境が整っていると言う事が一つの要因になっていることに気付いた。この事は転入者を受け入れやすいと言う事にもつながっている。盛んな住民(女性)活動が上記の現実を支えています。これは保健指導員・食生活改善推進協議会の方々の活動が住民参加の中で行われており、2、3人に一人の方がこの活動を経験しているようです。そのために日ごろから「自分たちの健康は自分たちで守る」という意識が高く、地域全体が「元気で生きがいをもって暮らせる」社会を目指すことの土台を築いているように思いました。いくら制度があつて

も関わる住民の意識が低ければ、ここまで長寿日本一を成し遂げることはできなかったのではないかと思います。46年という地味な活動が成果を生んだと言う事だと感心いたしました。さらに健康は制度が作るものでもなくて、健康に生きようとする本人の意識付けがなければ、なしえないものだという事を学ばせて頂きました。

③長野県飯綱町(議会改革)について

視察研修では、議長はじめ3名の議員が対応してくれました。議会改革の経緯と成果さらに今後の課題について説明を受けました。飯綱町議会は、議会改革のため、町民アンケートを実施し、厳しい評価を受けました。このことから飯綱町議会は町民に信頼される議会を目指して、4年余りにわたる議会改革を実行し、新たな前進と成果も生まれましたと説明がありました。その実践の成果を反映させるとともに、その到達点を明らかにしつつ、将来展望も含めた「飯綱町議会基本条例」を定めた。その基本条例の前文を要約すると、議員は町民全体の福祉の向上を実現する使命を担っている。この事を担保するために議会は、あらゆる機会における自由闊達な議論こそ議会の第一の使命であると述べている。この事が議会活動を広く展開し、町民に信頼され存在

感のある議会になると書かれています。しかしながら、この議会改革は寺島議長の住民に寄り添いながら持続可能な発展する自治体を目指すという熱い思いがあつたから、なし得たものと感じました。

6番 井出剛弘議員

①群馬県川場村(交流人口の拡大について

豊かな自然環境に恵まれ、里山田園等を活かした「田園理想郷」を目指した地域づくりを進める川場村。村面積85km²の88%が森林である。平成22年国勢調査では、人口3,898人若年層は減少、高齢者が増加。高齢化率は37・7%となり、全国平均23・1%を大きく上回った。1981年世田谷区との縁組協定締結後、人口増を図るための種々の計画作成を推進した。世田谷区との交流をきっかけに造られた、「道の駅田園プラザ」が全国モデル道の駅に選ばれるなど高い評価を受け、年間180万人の入場者で、農産物売上拡大と安定した農業就労の場の拡大及び村の活性化に繋がっている。最近では、環境基本計画を策定し、村の自然エネルギーの木質バイオマス発電を通して、世田谷区へ電力供給する仕組みづくりを検討中である。

本村も自然豊かな田園風景が広がっ

ている。住民、行政、議会が一体となつて何事にも取組み、将来に不安のない行政づくりが必要である。

②長野県松川村(健康で長生き)について

明治22年町村制度施行以来、合併がなく127周年を迎える村である。面積47km²、森林56%、農地25%、人口9,950人(平成27年国勢調査)人、居住地標高560m〜620mと高冷地である。

男性長寿日本一82・2歳の村であるが、長寿の要因としては、きれいな空気、水、高い野菜の摂取率、そして54年目を迎える保健指導員、46年目の食生活改善推進協議会員の活動が大きいと考えられます。特定健診未受診者宅も保健師や栄養士が全戸訪問し、受信の必要性を周知し検診率を向上させる取組みを行っている。病院は、村内から30分圏内に総合病院が4か所、村内には12か所開業医があり、医療環境が整っている。議会議員12名中、議長、副議長、総務産業建設常任委員長が女性であり、松川村は、女性の活動が盛んな村であると感じさせられた。

川内村も高齢者が多く、松川村が行っている取組みを参考に、元気で長生きの村づくりを検討していく必要がある。

③長野県飯綱町(議会改革)について

2005年10月牟礼村と三水村の合併により誕生した飯綱町は、10年目を迎えた。面積75km²、人口11,600人で米とりんごが基幹産業である。

議会改革のきっかけは、第三セクター飯綱リゾート開発が経営破綻し、町が8億円の補償金を支払うことになった。住民からは、議会に対して厳しい批判を受けることになり、議会改革の必要性に迫られた。平成20年から議会改革の検討を始め、町長と切磋琢磨する議会を掲げ、議員研修を計画的に実施し、議会のレベルアップと町長に対し積極的提言を行うとともに、政策サポート制度を実践し、住民意見を政策へ反映させている。また、住民が議会の検証が可能となるよう「議会白書」を発行するなど先進的であった。

本村議会においても、一般質問における一問一答方式の導入や議会の可視化など議会改革を進めておりますが、より踏み込んだ改革を行うため、参考とすべきところが多々ありました。

7番 佐久間武雄議員

①群馬県川場村(交流人口の拡大について

世田谷区との事業協定により、交流

人口増を図り自然を生かした農業観光さらには沼田市の近郊、高速道路とすべてうまく流れ、今課題である地方創生を見据えた施策である。川内との類似するところも多く参考となりました。

本村も自然の良さを回復させることが先決であり、今進められている道路整備の一日も早い完成が求められ、特産品のさらなる開発、新たな観光地の創作が必要ではないと思います。

②長野県松川村(健康で長生き)について

松川村での健康で長生きは、行政と住民が一体となった高齢者への助け合いを実感した。

- ・本村での取組は、介護予防、高齢者宅への巡回訪問、老人会への健康指導等と聞いておりますが、職員体制の問題もあります、少し各地区の女性への支援により回数が増やせないか。

- ・ゲートボール等を通して楽しく健康体を継続し、コミュニティの場を確保している会への支援。

- ・健康で元気な人への働く場の提供。

③長野県飯綱町(議会改革)について

第三セクターの経営破綻が改革のきっかけとなり、特に議会はもちろんだが、住民を含めての一体となった取

り組みが信頼を得たものであり、スタートしたばかりの川内村議会の改革には、町の種々の取組を参考に、本村独自の取組も議員にて十分協議、選択し、特に村創生についての政策は、議会から提案できる活動が出来ればと思います。

8番 久保田裕樹議員

①群馬県川場村(交流人口の拡大について

外山村長より歓迎のご挨拶を受け『川場村の概要』・『川場村のむらづく』の資料により説明を頂いた。人口・産業・森林面積等、川内村に大変よく似た村であるが、この村の最大の特徴は都市交流事業(東京世田谷区民健康村づくり計画)に基づき協定調印し、1982年交流がはじまり、予備活動を開始、1986年交流拠点施設と区民健康村が開村、1992年田園プラザ事業により、村の乱開発防止・都市機能を有する村の中心地区(タウンサイト)を計画、地場産業の消費拡大・村民区民の交流・特産品の高付加価値を目的に道の駅に付随した施設を整備し、年間集客数180万人と道の駅全国トップクラスの実績を持つなどの説明を受けた。その後昼食のため田園プラザを訪れたが、平日にもかかわらず大変な盛況振りであった。

感想として、観光地という言葉が正に当てはまる村で、懐古的村の保存等に力を入れていることが解る。原発被害の我が村には都市交流事業は当てはまらないと思ったが、道の駅は川内村にも必須なのではと思う、それに伴い川内村における特産品の開発・発見が望まれる。

②長野県松川村(健康で長生き)について

村の紹介と男性長寿日本一との説明を白澤富貴子議長より頂いた。長寿要因として、高い野菜摂取量・低い肥満者の割合・高い高齢者就業率(家庭菜園・自営農業従事を含む)・盛んな公民館活動等によること、比較的雪が少なく、可住地域はほぼ平地で、近隣に松本市・安曇野市の通勤圏内にあることから、ベッドタウンとしての転入も多々あること、公民館活動が盛んなこと、総合病院が30分圏内に4ヶ所・村内開業医が12ヶ所等、医療の充実と保険補導員(女性による食生活の改善など)女性の活躍により現在(男性の長寿日本一)に至ったとの解説であった。

感想として、近隣の2つの都市を持ち、ベッドタウンとして地理的に恵まれた環境にあることが挙げられるとともに、観光地の要素を強く持った村だから出来たのではないと思う。しかし、長年の保健補導員の食生活指導及び女性

(奥さんの)の努力には感心させられた。又、公民館活動が盛んで、社会体育団体が67団体・文化団体が76団体有ることに驚かされた。(平成27年度国勢調査より松川村人口9,950人・平成27年度福島県統計課より川内村人口2,525人)川内村では何団体あるのか?

③長野県飯綱町(議会改革)について

寺島議長より、議会改革に至った動機と経過及び町長と切磋琢磨する議会「学ぶ議会」・「自由討議」が推進力との資料により研修に入った。一期目議員の教育(議員必携解説等)を年8回実施するなど、議会力の継続性を実践し、町長に対し積極的提言を行うとともに、政策サポーター制度を新設し、住民意見の政策への反映・議会の可視化等について解説していただいた。なかでも『議員報酬・議員定数をさらに深めるために』という課題は我村にも当てはまる懸案であり、我々議会側からの視点と住民からの視点との相違を、いかに住民に検証してもらうか、コミュニケーションを図り、議会に係わり住民の批判を受けとめることにより、相違を解消しなければならぬなどの難しさを感じました。

感想として、一期目議員の教育(議員必携解説等)を年8回実施するなど、

新人議員に対し大変有りがたいことで、川内村議会も実施すべしと思います。議会の可視化については川内村もユウチュウブで閲覧出来る(9月定例議会から)ことや、この視察を含め議会改革に取り組んでいることを今後村民に発信して行きたいと思っています。

9番 志田 篤議員

①群馬県川場村(交流人口の拡大について

川場村、群馬県の北部に位置し、村の88%が森林、人口約3,800人の震災前の川内村と比較しても、規模環境は変わらなれど感じました。1981年(昭56)東京都世田谷区と自治体相互扶助を目的とした縁組協定を結び、1986年(昭61)交流拠点2カ所、27億を投じて整備、交流事業をスタート、1998年(平10)道の駅川場田園プラザが入場者年間180万人、国内の道の駅でも上位に数えられるとの説明を受けました。52の候補地から川場村が選ばれた理由、2千メートルの武尊山、スキー場、そして雪解けによる清流、無理な企業誘致は行わず、景観を損なう商業看板は最小限に留めるなど田園理想郷を目指して努力し、川場村の魅力を高め、尚且つバイオマス発電にて世田谷区に売電、六次産業化を推し進め前向きな姿勢を感じ

る事が出来ました。私は川場村から学ぶべきもの交流人口が人、金、物の流れを作り、原発事故の風評被害の困難さはあると思いますが川内村の現状の施設でも展開力、マネジメントを持って十分対応できるものと考えます。

②長野県松川村(健康で長生き)について

長野県の北に位置し人口約1万人弱、川内村と同様合併しないで来た村、男性長者日本一と聞きその理由をお伺い致しました。主な説明をされたのは白沢議長、社会福祉協議会の担当者でした。ちなみに議長、副議長が女性でした。男性長者日本一は目指したものではありません。その理由は65歳以上の高齢者の就業率が全国一位、野菜の消費量が男性、女性共に日本一、そして盛んな公民館活動それを支える公民館の数、長野県は全国一位、松川村が昭和37年度に実施している保健補導員制度、各地区から選出し今迄2000人が経験、知識を得ている事など総じて松川村は元氣な高齢者が多いと説明を受けました。私が松川村から学ぶべき事は多目的交流センター、すずの音ホールを中心に社会教育団体(文化、体育)が100近くある事が余暇の活動、コミュニケーション、生きがい作り長寿日本一に貢献していると感じました。

川内村に於いても原発事故による喪失した地域コミュニティの再構築をする上で学ぶべきものが多いと改めて認識させられました。

③長野県飯綱町(議会改革)について

飯綱町は長野県の北に位置し人口約1万1千人、りんごと農業の町との説明を受けました。その飯綱町の議会がマスコミに取り上げられ、私共の訪問が89番目、約850名と聞きそして年間20〜30団体の訪問があるという事でした。寺島 渉議長が講師を務めて頂き、議会改革についてお話を伺い致しました。議会改革の動機は平成の大合併後、第三セクターの経営破綻、町は8億円の負担を強いられ住民から議決責任と説明責任を問われた。平成20年1月から議会力を問われた。平成20年1月から議会力と議員力の向上を目指しさまざまな活動を実践、その中で議会の理解、政策提言、住民の声を施策に生かすべく年間50名の政策サポーター(任期1年、議長名で委嘱)を委嘱し、住民参加の議会を目指しているとの事でした。私が飯綱町の議会から学ぶべきものは議員力の向上させるのは、継続性を持ち実践としての議員活動を通じての住民交流、声を聴く事から学ぶべきと改めて議員としての責任を痛感させられました。

川内村議会議長杯

グラウンドゴルフ大会開催

去る10月13日、川内村議会議長杯グラウンドゴルフ大会が震災以降5年ぶりに開催されました。時折日がさす曇り空の中、48名の参加者と議会議員が優勝目指してプレーしました。大会結果は、次のとおりです。



優勝・準優勝・第3位の方と議会議員

優勝 吉澤 昌代
準優勝 渡辺 トミ子
第3位 若松 カツ子



参加者と議会議員

議会ホームページもご覧ください

議会議員の紹介、議会構成、議会日程、議会だよりはもちろん、議会内容を記録した会議録も見られます。ぜひご覧ください。

<http://www.kawauchimura.jp/outline/gikai/>

請願と陳情の方法は…

近年、請願や陳情が増える傾向にあります。請願書や陳情書は議会に提出する公式な書類ですから、法律的に定められた要件を満たしていなければなりません。これを形式的要件といい、この要件を満たしていないため受理されないケースもありますので、注意してください。

◆請願書の書き方

- ①表紙に請願の表題と紹介議員の証明捺印
 - ②次頁から件名、請願の趣旨（理由）、請願年月日、請願者の住所氏名（請願者は複数でも可）捺印
 - ③最後に、議会議長〇〇〇様と記載する
- 以上の形式的要件をひとつでも欠いている場合は、受理されません。
- なお、受付の締切りは、各定例議会開催月の前月末となっております。村の定例議会の開催月は三月、六月、九月、十二月です。締切りは二月、五月、八月、十一月の各月末となります。

（表紙）

〇〇〇〇（件名） （議題の趣旨）		何々	
平成 年 月 日		住所	
氏 名		氏 名	
印		印	
議会議員 〇〇〇 様		紹介議員 氏 名 印	

◆陳情書の書き方

陳情書には議員の紹介はありません。その他については請願書と同じです。なお、陳情は議員での採択はされないことになっておりますので、なるべく請願で出すようにしてください。

◆様式

請願書は次の様式で作成してください。

